

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - 二 第15条に定める在学年限を超える者
 - 三 第37条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
 - 四 長期間にわたり行方不明の者
- 2 前項第1号によって除籍となった者が、当該年度中に未納金を納付した場合には、除籍を解除することがある。

第9章 正規課程以外の学生

(協定留学生等)

第41条 本学は、第5章に定める正規課程の入学者のほか、次の各号に定める学生を受け入れる。

- 一 協定留学生 本学が外国の大学との交流協定に基づいて受け入れる留学生
 - 二 外国人履修生 外国の国籍を有し第17条に定める入学資格に準ずる資格を有する者
 - 三 科目等履修生 第17条に定める入学資格を有する者で、本学の授業科目の単位修得を願い出て許可された者
 - 四 科目等履修生（高等科生） 学習院高等科及び学習院女子高等科の生徒で、本学の授業科目の単位修得を願い出て許可された者
 - 五 特別履修生 本学が他大学との協定に基づいて受け入れる履修生
 - 六 研究生 本学教員の指導の下に特定の専門事項について研究する者
- 2 前項の学生の受入れ、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の準用)

第42条 前条に定める学生は、正規課程の学生と同様に本学の規則を遵守しなければならない。

第10章 賞 罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学生が本学の規則又は命令に背き若しくは学生としての本分に反する行為を行ったときは、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学又は退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 二 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関する事項については、別に定める。

第11章 厚生保健施設

第45条 学生は、別に定める規定に従って次の施設を利用することができる。

- 一 学寮
- 二 集会施設 互敬会館

| | |
|----------|-------------------------|
| | 輔仁会館 |
| 三 生活相談施設 | カウンセリングルーム |
| 四 保健施設 | 保健室 |
| 五 運動施設 | |
| 六 課外活動施設 | |
| 七 山岳施設 | 光徳小屋（奥日光） 妙高高原寮（池の平） |
| 八 臨海施設 | 沼津游泳場（沼津） |
| 九 校外教育施設 | 西田幾多郎博士記念館（学習院寸心荘）（鎌倉） |

第12章 学 費

（入学検定料）

第46条 第18条に定める入学検定料は、別表3のとおりとする。

（入学手続時納付金）

第47条 本学に入学を許可された者は、別表3に定める入学金及び別表4に定める授業料等の納付金を納付しなければならない。ただし、転入学者の入学金は、これを免除する。

（授業料等の納付金）

第48条 学生は、別表4に定める授業料等の納付金を納付しなければならない。

（留学者の納付金）

第49条 第36条に定める留学者の納付金については、留学期間中の本学における授業料及び施設設備費を減免する。

2 外国の大学との交流協定に基づく留学者で、その協定によって留学先大学の納付金が免除されるときは、前項にかかわらず納付金を納付しなければならない。

（休学者の納付金）

第50条 休学の許可を得た者については、休学期間中の本学における授業料及び施設設備費を減免する。

（納付金の減免）

第51条 留学者及び休学者の納付金減免に関し必要な事項は、別に定める。

（協定留学生の納付金）

第52条 協定留学生の納付金は、別に定める。

（履修生の納付金等）

第53条 外国人履修生、科目等履修生及び特別履修生にかかる選考料、登録料及び履修料は、別表5のとおりとする。ただし、特別履修生にかかる選考料、登録料及び履修料は、別に定めるところによりこれを減免することができる。

2 科目等履修生（高等科生）については、選考料、登録料及び履修料を免除する。

（研究生の納付金）

第54条 研究生が納付する納付金は、別表6のとおりとする。

（納付金額の変更）

第55条 学生は、在学中に納付金額の変更があった場合には、改定後の納付金額により納付しなければならない。

（既納納付金の扱い）

第56条 既納の入学金、在籍料、授業料、施設設備費その他の納付金は返付しない。ただし、入学を許